

# 重 点 事 项

## 1 平成23年度における生活保護法施行事務監査について

### (1) 基本的な考え方について

#### ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、被保護世帯の増加傾向が続いているところであるが、各実施機関においては、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も一層高くなっている。

漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取り扱いについて、個別ケースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を必要とする者が適切に保護を受けられるよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第2のセーフティネットについても、適切に情報提供を行うことが必要である。

次に、濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除及び被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対して指導いただいているところであるが、暴力団員による不正受給事案の発生など不正受給事案の増加に鑑み、一層の指導徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金や障害者自立支援給付など他法他施策の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点検強化など、保護費の適正支給についての指導強化がさらに求められている。

自立支援については、厳しい雇用情勢の中、稼働能力がある被保護者の増加から、自立支援プログラムによる就労支援の充実・強化が一層重要となっており、就労支援員の配置または増員、就労意欲喚起等支援事業の実施や生業扶助の活用等による自立支援の徹底が求められている。

#### イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取・領得及び懲戒処分を伴う事務懈怠は、生活

保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、日常の現業事務の進行管理などに問題が認められるところであるので、未然防止の観点から、これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要である。

#### ウ 指導監査の実施に当たって

##### (ア) 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査にあたっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施される必要がある。

そのためには、まず、各実施機関ごとの監査結果を踏まえた課題分析や評価に基づいた福祉事務所指導台帳を作成することが必要であり、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために本庁としての監査の重点事項を設定することが重要である。

その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査（事前検討及び復命会の実施を含む。）を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施するようお願いする。

##### (イ) 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠である。特に、本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対して実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。

また、管内実施機関に対して適切な指導を実施し得る本庁の指導監査（研修等の実施を含む。）の体制整備が必要かつ重要であるので、本庁生活保護主管課長はこうした点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては、管内実施機関の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ、一定数の生活保護主管課職員について、生活保護

指導職員として人件費を補助しているところである。

(ウ) 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果については、単に現地において講評を実施するに止まらず、復命会等によって十分な事後的精査と組織的検討を行った上で、是正改善を要すると認められる事項とその具体的改善方策を含め文書で通知し、実施機関における是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、報告された是正改善の内容を評価するとともに、必要に応じて監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

(エ) 実施機関における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請が増加し、被保護世帯が増加する中、適正な保護の運営実施を確保するため、標準数に対する現業員の充足及び査察指導體制の充実など実施体制の整備が課題となっているので、管内実施機関に対して適切に指導願いたい。

併せて、現業事務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

(オ) 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（実施機関におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、実施機関において適切に生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等について検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 平成23年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

(ア) 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金の状況及び家賃や水道・電気などのライフラインに係る滞納状況など、急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時には、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて面接相談の手順や関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9の1に基づき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」の取扱いとの違いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第2のセー

フティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ) 「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目途の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。）第10の12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導を徹底すること。

(ウ) 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確実な事例、②法第27条に基づく文書による指導指示の前に法第27条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなくなされていない事例、

③法第62条第4項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第27条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くされず放置されている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性はもちろん、その手続きについても当然、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、局長通知第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答第11の2、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めることについて徹底をお願いする。

#### イ 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対する指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者について、①入居前における当該施設の適否確認や、入居後の環境や処遇等に関する把握・検討がなされていない事例、②契約書が徴されておらず、契約内容及び利用料金等が不明のまま、根拠なく住宅扶助等を計上している事例、③居宅保護でありながら年に2回以上の訪問調査が実施されず、提供されているサービス内容の把握がなされていない事

例、④入居が8年もの長期にわたっているケースにおいて、その妥当性や介護施設等への移行が検討されていない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置づけがない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の把握及び指導援助が行われているか管内実施機関毎の状況を把握の上、必要に応じ転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介等する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を実地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認できたことを十分に説明の上、できれば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等を同行させ、また少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に2回以上の訪問計画を策定の上、現業員に確実に訪問を実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス（食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など）に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などについての確認を徹底すること。

#### ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、②現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上で



あった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることについて徹底をお願いする。

また、暴力団員には原則として保護を適用しない旨を「保護のしおり」に記載するなどして周知することについても助言をお願いする。

## エ 不正受給等の防止について

### (ア) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について

平成21年度における不正受給件数及び金額は19,726件102億2千万円と、平成20年度の18,623件106億2千万円から、件数は増加し、金額では減少している。

不正受給件数が増加している要因としては、被保護世帯が増加していることに加え、不正受給発見の契機の約9割が「実施機関による照会・調査」となっていることから、全ケースに対する課税調査が徹底されたことが大きいものと

考えられる。

しかしながら、不正受給の内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金等の受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性のある事例が散見された。

また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であっても、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第78条ではなく法第63条を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第63条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止できる事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第63条による返還金及び法第78条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第63条及び法第78条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金等の受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3の（3）のク及び課長通知第8の58に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額（私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用等）について、収入として認定しないことについても併

せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

(イ) 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら、廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と思料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進行管理がなされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするとともに、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願する。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、適正な収入申告を促すことについても助言をお願いする。

(ウ) 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用について

監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校

生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第63条が適用されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うなど特段の再発防止策を講じることもなく、世帯主が世帯員に対して周知していなかったことなどを理由に安易に法第63条の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していながら就労収入を故意に申告しなかったケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかったことを理由に法第63条を適用することは、法第61条により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

については、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底並びに別冊問答集問13-1を踏まえた法第63条及び法第78条の適切な適用について指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告義務の徹底とともに、特に不当受給に係る保護費の法第63条による返還の適用についてはケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いする。

#### オ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。会計検査院からも、介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けているところである。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加

入手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことについて、管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を願いたい。

#### カ 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、全件を対象とした点検が行われていない実施機関が、また、他の実施機関と比べ著しく過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」（昭和44年7月9日社保第166号厚生省社会局保護課長通知）に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか、指導監査において実地に確認し必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業（（2）のア 診療報酬明細書点検等充実事業）において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて助言願いたい。

#### キ 代理納付について

監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理納

付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知）が平成18年3月31日社援保発第0331006号により改正され、被保護者の委任状は不要となつていたので申し添える。

#### ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠が未だに発生しているところであり、とりわけ、現業員等を管理監督する立場にある職員による不正事案が発生していることは誠に遺憾である。

このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の

取扱い、さらに日常の現業事務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的を確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後1度も訪問されていない事例、1年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する

指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援保発第0331003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすことができることについても助言願いたい。

#### (イ) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に一昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4の1により示されているとおりであり、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することでの確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成



17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)、「自立支援プログラム導入のための手引(案)について」(平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)、「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)を踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会の活用並びに、平成23年度から実施予定の「福祉からの就労」支援事業などによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

#### (ウ) 扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹

底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

(エ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(オ) 実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

#### b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、実施機関によっては、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」（平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）（以下「実施方針等策定通知等」という。）が全く理解されておらず、策定されている実施方針が不適切な内容となっているもの、事業計画についても、単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確実に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

また、一部実施機関では、策定されている実施方針及び事業計画が、実施機関としての施政方針であったり、人事・財政当局に対する説明資料であったりしており、本来の実施方針及び事業計画を別途策定するよう指導する必要があるところも認められた。

については、都道府県等本庁においては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を

確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

(3) 国が実施する監査等について

ア 平成23年度における監査計画について

国の実施する法施行事務監査は次の3つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：縣市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので知願いたい。

(ア) 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

(イ) 一般監査A：30道府県市

北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、京都府、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県  
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

(ウ) 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
札幌市、仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

また、監査資料については、管内福祉事務所の制度の運用状況及び本庁監査の実施状況を把握し、適確かつ円滑な監査を行う上で必要であるので、都道府県市本庁において誤りがないか確認の上、提出期限までに当室に必ず届くよう協力願いたい。平成23年度の監査資料の様式については、必要な改正を行い平成23年3月末に示す予定である。

#### イ 研修会等の開催について

平成23年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の参加等について配慮願いたい。

##### (ア) 新任生活保護査察指導員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要な機能であることに鑑み、指導監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

##### ○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成23年5月25日（水）～27日（金）

開催日数：3日

開催場所：フォーラムエイト（予定）

東京都渋谷区道玄坂2-10-7

内 容：査察指導業務の基本に係る講義及び意見交換等

##### (イ) 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の査察指導員の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成23年8月24日（水）～26日（金）

開催日数：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る事例発表及び研究協議等

(ウ) 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対 象 者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成23年5月11日（水）～13日（金）

開催日数：3日

開催場所：フォーラムエイト（予定）

東京都渋谷区道玄坂2-10-7

内 容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

(エ) ブロック会議の開催について

平成23年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。